

# 身体障害者手帳に関する意識調査 予備調査結果

平成10年度厚生科学研究  
障害保健福祉総合研究事業  
身体障害者手帳に関する調査研究

主任研究者  
高橋紘士  
分担研究者  
赤塚光子  
植村英晴

## はじめに

本報告書は、「身体障害者手帳に関する研究」（厚生科学研究補助金による障害保健福祉総合研究事業 主任研究者：高橋紘士、平成10年4月～平成12年3月）の第1年次の研究の一部である。

身体障害者手帳は、昭和24年（1949年）に公布された身体障害者福祉法において、身体障害者として本法に規定するサービスの対象者であることを証明するものとして使用することとともに、手帳形式、記載内容等の様式もあわせて規定された。以後、障害程度等級の記載欄が追加される等の若干の様式変更があったものの、概ね当初の規定に基づく身体障害者手帳が使用されてきている。この間、身体障害者手帳はその利便性から、公共交通機関利用の際の割引等、身体障害者福祉法以外のサービスを受けるための資格を証明するものとして使用されるようになり、このため、身体障害者手帳の記載内容が身体障害者福祉の関係者以外のプライバシー保護の点から記載内容等を見直す必要があると思われる。

これらの解決のための一つの方策として、身体障害者手帳のカード形式への変更があげられる。カード化することについては、近年の電子技術の進歩に伴って技術的には十分に実現可能である。しかし、カード化に伴いどのような諸問題が派生し、どのようにそれをクリアできるのか、また経費等経済的問題はどうなのかなど、検討すべきに事柄が多い。

諸外国の例をみると、身体障害者を対象としたさまざまなサービスの給付に当たって、手帳制度を導入している国は極めて少ない。そのためもあって、国外においても国内においても、これまで身体障害者手帳そのものについての研究はなされていない。また、各国においてはサービス対象者である証明をどのように行っているのかについても不明なことが多い。

従って、身体障害者手帳に関する本研究は、次の三つのテーマについて研究を進めている。

第一は、わが国の身体障害者手帳の使用における実態の調査である。

第二は、各国の身体障害者へのサービスの対象者であることの証明方式の調査である。

第三に、これらを踏まえた身体障害者手帳のカード化に伴う諸問題の検討とカードモデルの作成である。

本報告書では、これらの研究のうち、身体障害当事者の協力を得て実施した身体障害者手帳についての一年次の調査結果を中心に報告する。これは、次年度、予定している本調査に向けた予備的性格をもつものとして実施したものであるが、興味深い結果が示されているので、報告書作成し、各方面の検討煩わせることとした。なお、この予備調査の結果を踏まえて、本調査を実施することとしている。なお、この他の研究成果については、あらためて別に公表を予定している。

なお、本研究では研究協力者として、寺島彰、於保真理、田中美恵子各氏の協力を得た。とりわけ調査結果のとりまとめには於保真理氏が主としてあたった。記して感謝したい。

# 1 研究の目的・方法・対象

## 1. 研究の目的

昭和24年(1949年)に制定された身体障害者福祉法において、法に定める身体障害者は「身体障害者手帳を交付されたもの」とされた。以来、身体障害者手帳は身体障害者福祉法に基づくサービスのみならず、公共交通機関利用時の運賃割引などの諸サービス受給資格を証明するものとしても広く利用されるようになってきている。しかし、身体障害を有する人が、どのような意識でこれを取得し、どのように使用しているのかなど、その具体的な状況は明らかでない。今回の調査では、障害を有する人にとっての身体障害者手帳所持の意味、果たしている役割、実際の使用状況、使用に際しての困難点などを明らかにしたい。

## 2. 研究の方法・実施時期

平成10年11月、12名(視覚障害者、肢体不自由者、聴覚障害者各4名)を対象に予備調査をおこなった。それをもとに質問票を作成し、平成11年2~3月にかけて、アンケート調査を実施した。

## 3. 対象者

### (1) 対象者の概要

対象者は、93名であり、内部障害者41名、視覚障害者15名、肢体不自由者19名、聴覚障害者18名であった。年齢は平均27.6歳、SD.10.0歳(最低19歳、最高57歳)であり、男女比は、59:34であった。

表1. 障害別対象者

内部障害	視覚障害	肢体不自由	聴覚障害	総数
41	15	19	18	93
44.1%	16.1%	20.4%	19.4%	100.0%

表2. 年齢

最低年齢	最高年齢	平均年齢	標準偏差
19歳	57歳	27.6歳	10.0歳

図1. 年齢分布

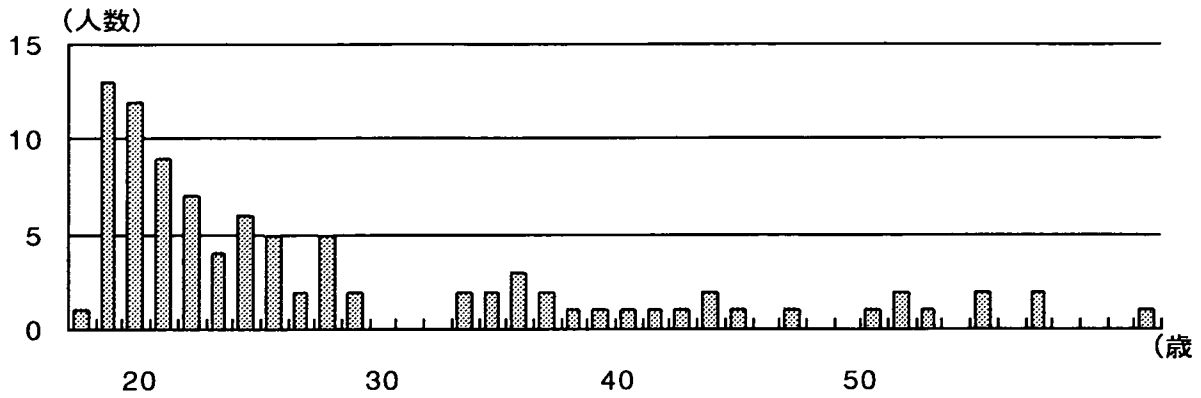


表3. 男女比

男	女	総数
59	34	93
63.4%	36.6%	100.0%

(2) 身体障害者手帳取得の状況

手帳取得都道府県、等級及び種別は下表のとおりである。

表4. 手帳取得都道府県

埼玉	東京	千葉	福島	茨城	栃木	新潟	青森	
17	15	7	4	4	4	4	3	
神奈川	静岡	愛知	兵庫	福岡	沖縄	秋田	岩手	
2	2	2	2	2	2	1	1	
山形	長野	岐阜	岡山	山口	高知	愛媛	大分	
1	1	1	1	1	1	1	1	
宮崎	長崎	鹿児島	横浜	札幌	川崎	不明	無回答	総数
1	1	1	2	1	1	1	5	93

表5. 等級及び種別

級	1		2		3		
種	1	不明	1	2	1	2	不明
人数	36	3	22	3	10	1	1
	4		6			無回答	総数
	1	2	不明	2	不明		
	4	4	3	2	1	4	93

(3) 身体障害者手帳再交付の状況

また、障害の悪化、滅失、軽減、その他の理由により、27名が再交付を、3名が再々交付を受けている。

表6. 都道府県別再交付数

東京	茨城	新潟	青森	岩手	栃木	埼玉	愛知
8	2	2	1	1	1	1	1
岐阜	山口	福岡	長崎	大分	沖縄	札幌	仙台
1	1	1	1	1	1	1	1
無回答	総数	再交付時に変更：東京→茨城 1					
2	27						

表7. 等級・種別再交付数

級	1	2	3		4	総数
種	1	1	1	2	2	
人数	8	11	5	1	2	27

表8. 再交付理由

障害悪化	滅失	障害軽減	無回答	その他	総数
9	7	1	3	7	27

<その他の再交付理由>

写真が古い 3      洗濯 1      別の障害ができた 1  
 ぼろぼろになって読めなくなった 1      前の手帳が2つに割れた 1、

表9. 都道府県別再々交付数

東京	青森	茨城	総数
1	1	1	3

表10. 等級及び種別再々交付数

級	1	2	総数
種	1	1	
人数	1	2	3

表11. 再々交付理由

障害悪化	滅失	無回答	総数
1	1	1	3

## 2 調査結果

### 1. 身体障害者手帳を取得するまで

(1) 身体障害者手帳があることを知った時期は、以下のとおりである。

設問1. 身体障害者手帳があることを知ったのは、いつですか。

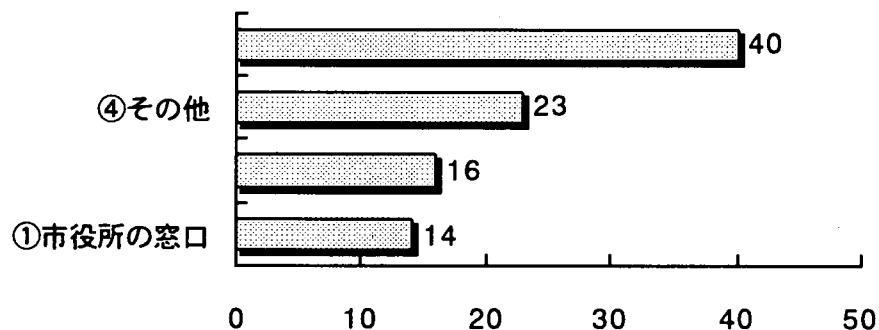
- ① 市役所の身体障害者窓口で相談に行ったとき
- ② 親などが身体障害者手帳を申請したので、すでに持っていた
- ③ 周囲に身体障害者手帳を持っている人がいたので
- ④ その他

#### <回答状況>

表12. 身体障害者手帳を知った時期

	①	②	③	④	無回答
回答者数(人)	14	40	16	23	0
回答率(%)	15.1%	43.0%	17.2%	24.7%	0.0%

図2. 身体障害者手帳を知った時期



その他の自由記述には以下の回答があった。

- 主治医、病院のケースワーカーなど病院で聞いた 9
- 新聞・雑誌などのメディアで知った 3
- 施設入所時 3
- 以前から知っていた 2
- 身近な人たちの話して 1
- 患者の支援NGO団体からの情報 2
- 当事者から 1
- 福祉課の担当者から聞いた 1
- 分からない、覚えていない 2

今回の調査では、身体障害者手帳は、親などが申請をされていてすでに持っていたという人がもっとも多かった。しかし、身体障害者手帳に該当するようになって、はじめて知る人もいた。

## 2. 身体障害者手帳取得理由および取得についての情報の入手経路

(1) 身体障害者手帳の取得理由は以下の通りである。

設問2. 身体障害者手帳の申請をしようと思った直接の理由は何ですか。

(複数回答可)

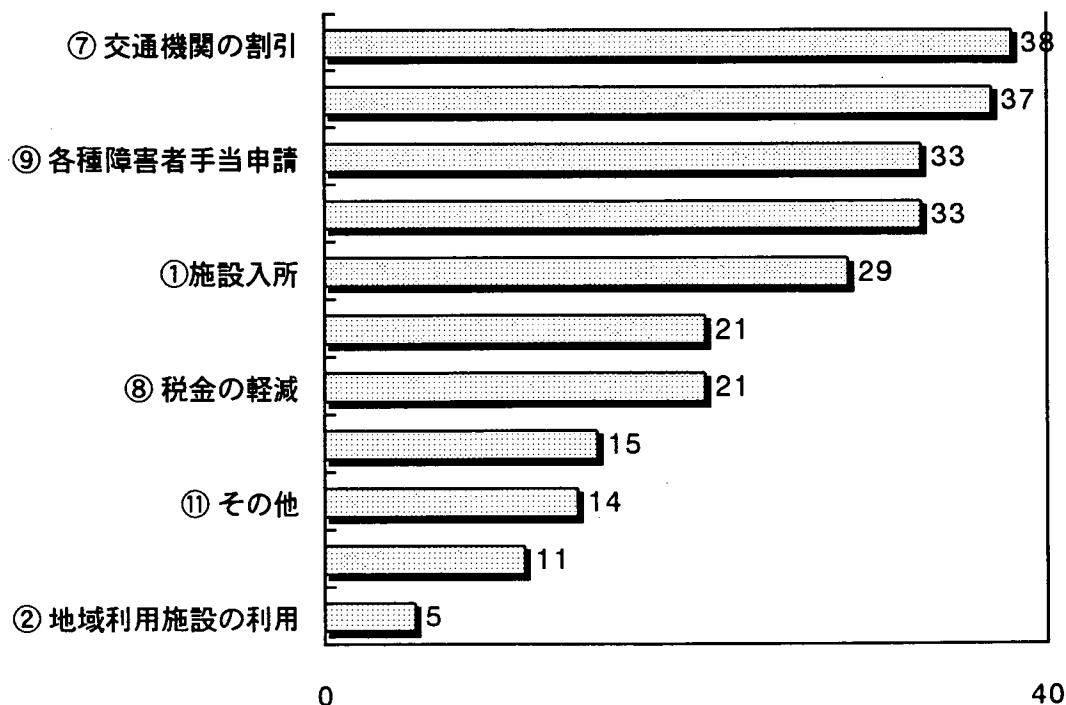
- ① 身体障害者更生施設、授産施設などの施設に入所するため
- ② 点字図書館や聴覚障害者情報提供施設などの地域利用施設を利用するため
- ③ 車いす、補聴器、杖などの補装具の給付を受けるため
- ④ 人工透析やペースメーカーなど障害にかかわる医療(更生医療)を申請するため
- ⑤ 自治体などが実施している健康保険の自己負担分の医療費助成を受けるため
- ⑥ ホームヘルパー、日常生活用具の給付などの在宅サービスを利用するため
- ⑦ 交通機関の割引を利用するため
- ⑧ 税金の軽減を受けるため
- ⑨ 国の特別障害者手当や自治体の障害者手当などの申請をするため
- ⑩ 身体障害者雇用の制度を利用するため
- ⑪ その他(具体的に )

### <回答状況>

表13. 申請理由

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
回答者数(人)	29	5	33	15	37	11	38	21	33
回答率(%)	31.2%	5.4%	35.5%	16.1%	39.8%	11.8%	40.9%	22.6%	35.5%
	⑩	⑪	無回答						
	21	14	0						
	22.6%	15.1%	0.0%						

図3. 申請理由



その他の自由記述には以下の回答があった。

- 不明（親が申請したため） 3
- 市役所ですすすめられて 2
- 薬治療費が高額のため 2
- 生活保護にプラスで手当が付くため 1
- 退職して収入がなくなったので 1
- 中途障害になったから 1
- 公的な身分証明書が欲しいため 1
- 障害を証明するため 1
- 病院のワーカーにすすめられて 1

(2) 身体障害者手帳に関する情報の入手経路は以下の通りである。

設問 3. 身体障害者手帳の申請を勧めたのは誰ですか。

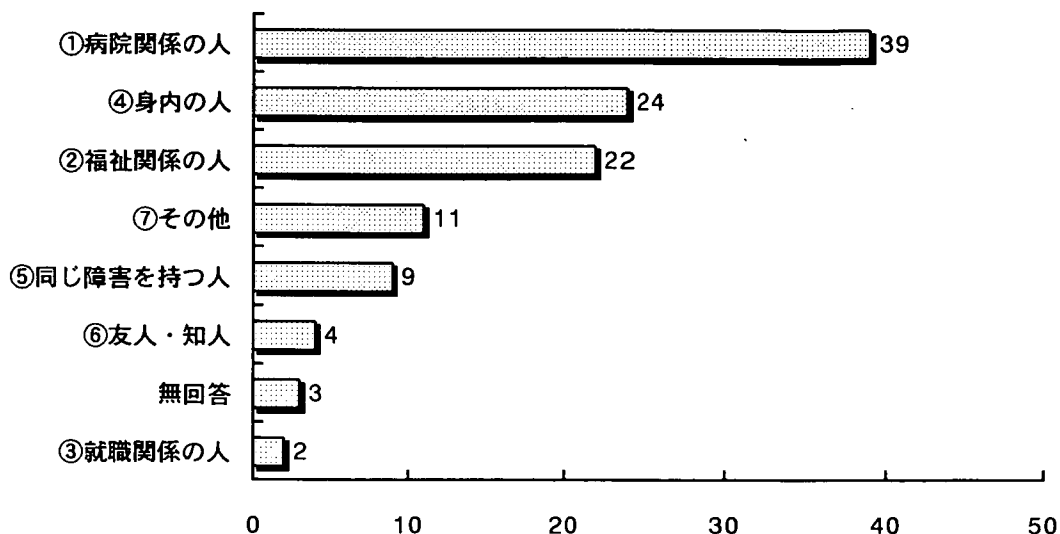
- ① 主治医や看護婦、医療ソーシャルワーカーなどの病院関係の人
- ② 福祉事務所職員などの福祉関係の人
- ③ 公共職業安定所職員などの就職関係の人
- ④ 親、兄弟などの家族や親戚など身内の人
- ⑤ 同じ障害を持つ人
- ⑥ 友人・知人
- ⑦ その他（具体的に ）

<回答状況>

表 1 4. 申請を勧めた人

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	無回答
回答者数(人)	39	22	2	24	9	4	11	3
回答率(%)	41.9%	23.7%	2.2%	25.8%	9.7%	4.3%	11.8%	3.2%

図 4. 申請を勧めた人





その他の自由記述には、以下のような回答があった。

子どもの頃のためわからない等の不明 6  
自分自身 3  
ケースワーカー、ソーシャルワーカー 2  
NGOの人 1

主治医や看護婦、医療ソーシャルワーカーなど病院関係の人に勧められて身体障害者手帳を取得した人が最も多い。

(3) 身体障害者手帳の取得にいたった背景は以下の通りである。

設問4. 障害の原因について

4-1 障害の原因となった病気や怪我は何でしょうか、具体的にご記入ください。

(具体的に )

4-2 そのようなことが起こったのはいつのことでしょうか

- ① 出生の時から
- ② 昭和( )年( )月頃から

<回答状況>

a. 障害の原因に関する記述回答には、以下のものがあった。

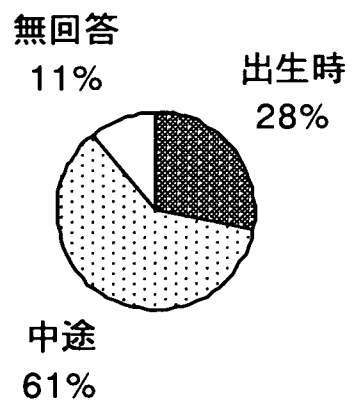
原因と思われる疾病名の記述 34  
事故 15  
先天性 14  
身体検査等で判明 4  
感染 4                      高熱 3                      周産期異常 1                      仕事の無理 1  
不明 4

b. 障害の原因のおこった時期に関しては、以下のとおりであった。

表15. 障害のおこった時期

	出生時	中途	無回答
回答者数(人)	26	57	10
回答率(%)	28.0%	61.3%	10.8%

図5. 障害のおこった時期





<回答状況>

表 19. 福祉事務所に行った回数

0回	1回	2回	3回	4回
6	8	13	14	2
5回	7回	10回以上	無回答	総数
4	1	2	44	93

表 20. 診断書作成医師に行った回数

0回	1回	2回	3回	4回
4	19	17	9	0
5回	10回以上	無回答	総数	
6	2	36	93	

以下のコメントが記されてあった。

主治医の先生が診断書作成医師であった  
 福祉事務所が病院に来てくれた  
 申請日の夜、緊急入院となりそのまま入院したため  
 更生医療の申請も含めて（後で、更生医療の金額、自己負担分の算定ミスでソーシャルワーカーさんと病院の受付と市役所に行く羽目になりました。市役所のミスなのですが、結構無駄な時間待たされたりと大変でした。）  
 診断書作成医師の5回のなかには、代理人申請を行ったMSWのところに来られた数4回が含まれています  
 問い合わせの為一回、手続きのため一回、受け取りのため一回、月に一回の定期診断のため無数

(4) 診断書の作成場所

設問 8. 身体障害者手帳申請のための医師の診断書は、どこで作成しましたか。

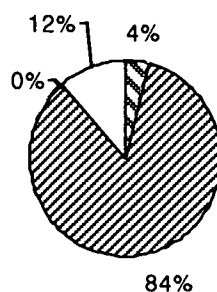
- ① 身体障害者更生相談所
- ② 病院などの医療機関
- ③ その他 ( )

<回答状況>

表 21. 診断書の作成場所

	①	②	③	無回答
回答者数(人)	4	79	0	11
回答率 (%)	4.3%	84.9%	0.0%	11.8%

図 6. 診断書の作成場所



- ① 身体障害者更生相談所
- ② 病院などの医療機関
- ③ その他
- 無回答

(5) 診断書作成の金銭的負担

設問 9. 身体障害者手帳の医師の診断書作成料はいくらでしたか。

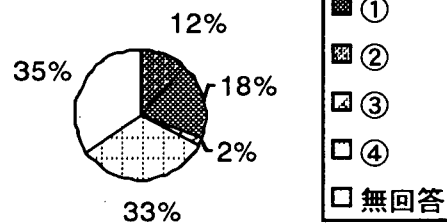
- ① 無料
- ② 有料だが市町村が全額助成してくれた
- ③ 有料だが市町村の助成があり一部自分が払った ( ) 円
- ④ 有料で全額自分が払った ( ) 円

<回答状況>

表 2 2. 診断書作成料

	①	②	③	④	無回答
回答者数(人)	11	17	2	30	32
回答率 (%)	11.8%	18.3%	2.2%	32.3%	34.4%

図 7. 診断書作成料



(5) 交通機関での利用状況

設問16 15の⑦⑧にあると答えた方に、公共交通機関やレジャー施設の利用状況についてうかがいます。過去1年間の利用回数と利用目的を教えてください。

(利用目的は複数回答可)

- 16-1-1 JR 1年間に ①  5回以内 ②  20回以内 ③  20回以上  
 16-1-2 目的 ①  買い物 ②  通勤・通学  
 ③  レジャー ④  帰省  
 ⑤  その他(具体的に )
- 16-2-1 私鉄 1年間に ①  5回以内 ②  20回以内 ③  20回以上  
 16-2-2 目的 ①  買い物 ②  通勤・通学  
 ③  レジャー ④  帰省  
 ⑤  その他(具体的に )
- 16-3-1 バス 1年間に ①  5回以内 ②  20回以内 ③  20回以上  
 16-3-2 目的 ①  買い物 ②  通勤・通学  
 ③  レジャー ④  帰省  
 ⑤  その他(具体的に )
- 16-4-1 タクシー 1年間に ①  5回以内 ②  20回以内 ③  20回以上  
 16-4-2 目的 ①  買い物 ②  通勤・通学  
 ③  レジャー ④  帰省  
 ⑤  その他(具体的に )
- 16-5-1 飛行機 1年間に ①  5回以内 ②  20回以内 ③  20回以上  
 16-5-2 目的 ①  買い物 ②  通勤・通学  
 ③  レジャー ④  帰省  
 ⑤  その他(具体的に )
- 16-6-1 高速道路 1年間に ①  5回以内 ②  20回以内 ③  20回以上  
 16-6-2 目的 ①  買い物 ②  通勤・通学  
 ③  レジャー ④  帰省  
 ⑤  その他(具体的に )
- 16-7-1 その他(具体的に )  
 1年間に ① 5回以内 ② 20回以内 ③ 20回以上  
 16-7-2 目的 ① 買い物 ② 通勤・通学 ③ レジャー ④ 帰省  
 ⑤ その他(具体的に )

<回答状況>

表26. 交通機関割引の利用状況

	5回以内	20回以内	20回以上
JR	27	19	24
私鉄	26	16	17
バス	15	17	27
タクシー	35	6	9
飛行機	28	1	1
高速道路	19	9	12
その他	4	0	3
その他内訳			
地下鉄	0	0	2
不明	4	0	1

表 27. 交通機関割引の利用目的

	買い物	通勤・通学	レジャー	帰省	その他
JR	38	10	30	36	18
私鉄	41	6	31	24	11
バス	43	9	26	22	14
タクシー	17	6	10	14	13
飛行機	0	1	9	11	2
高速道路	9	2	18	20	5
その他	2	0	3	1	0

(6) レジャー施設での利用状況

設問17. 15の⑩にあると答えた方にお聞きします。過去1年間の利用回数を教えてください。

(複数回答可)

17-1 映画館 1年間に ①5回以内 ②20回以内 ③20回以上

17-2 体育施設 1年間に ①5回以内 ②20回以内 ③20回以上

17-3 公園 1年間に ①5回以内 ②20回以内 ③20回以上

17-4 観劇・コンサート

1年間に ①5回以内 ②20回以内 ③20回以上

17-5 美術館・博物館

1年間に ①5回以内 ②20回以内 ③20回以上

17-6 テーマパーク(遊園地など)

1年間に ①5回以内 ②20回以内 ③20回以上

17-7 その他(具体的に )

1年間に ①5回以内 ②20回以内 ③20回以上

<回答状況>

表 28. 施設利用状況

	5回以内	20回以内	20回以上
映画館	34	7	1
体育施設	7	0	3
公園	16	1	0
観劇・コンサート	15	4	0
美術館・博物館	20	3	0
テーマパーク(遊園地など)	23	8	1
その他	2	0	3
その他内訳			
プール	0	0	1
スキー	0	0	1
不明	2	0	0

(7) 身分証明書として使用する可能性

設問18. 身体障害者手帳を、身分証明書として使用した経験はありますか。あったら、それは どのようなときであったか記入してください。

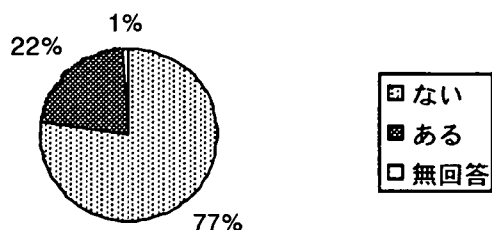
① ない  
② ある(具体的に)

<回答状況>

表3 2. 身分証明書としての使用経験

	ない	ある	無回答
回答者数(人)	72	20	1
回答率(%)	77.4%	21.5%	1.1%

図1 4. 身分証明書としての使用経験



それはどのようなときに用いたのかの自由記述

携帯電話・PHSの契約時 6

交通機関の割引 4

銀行 3

障害者用の駐車場を利用する時 2

職安に行ったとき 1

ビデオレンタルの手続き 4

警察への身分提示 2

チケットの購入 1

市役所 1

忘れた 1

身体障害者手帳を、障害者であることを証明する目的以外の、通常の市民生活の上で身分証明書を必要とされるときにも、使用されていることがあることがわかった。

(8) 他県でのトラブル

設問19. 他県に行ったとき、身体障害者手帳を使おうとしてトラブルがあったことはありますか。あったら、その経験について記入してください。

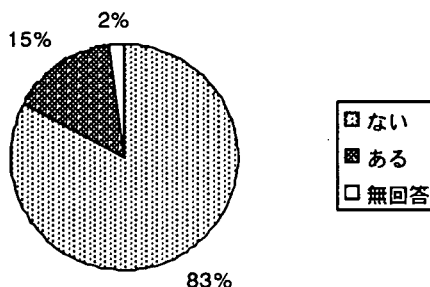
① ない  
② ある(具体的に)

<回答状況>

表3 3. 他県でのトラブル

	ない	ある	無回答
回答者数(人)	77	14	2
回答率(%)	82.8%	15.1%	2.2%

図1 5. 他県でのトラブル



具体的な経験に関しては以下の記述があった。

バス・タクシーの割引が使えなかった 9

当地の自治体が発行しているものでなければ使えないと言われた 2

県によって手帳が違うので怪しまれた 2

小さいときの写真がそのまま、顔が違うと言われんかになった 1

こちらが間違っって手帳を使って、電車に乗ろうとして注意をされたが、その注意の仕方がたいへん高圧的で気分を害した 1



他県での使用経験があるかどうかによっても、結果は左右されるであろう。  
また、使用上の不都合は以下のとおりである。

設問20. 身体障害者手帳を使用するとき、使いにくかったり、困ったりした経験はありますか。あったら、その経験について記入してください。

① ない

② ある

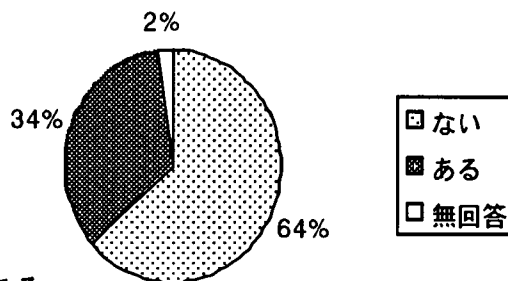
(目録的)

<回答状況>

表34. 使用上の不都合

	ない	ある	無回答
回答者数(人)	59	32	2
回答率(%)	63.4%	34.4%	2.2%

図16. 使用上の不都合



具体的な経験についての記述は以下のとおりである。

駅員などに直接提示しなければならぬので時間・手間がかかる 3

JRの割引が100kmをこえないと1人のとき割引がきかない 3

サービス利用時に嫌な思いをした 3

交通機関の利用方法が統一されていないので使いづらい 2

住所の変更、名前の変更がわかりにくい 1

写真などが中にあるため提示が面倒 1

表に写真はやめてほしい 1

駅員などに障害名をみられないようにしてほしい 1

再交付中の時手帳がないために緒サービスが利用できなかった 1

提示した相手におどろかれる 1

偽造防止策が必要 1

H10年に、身体障害者手帳を悪用していた人(保険金詐欺)がいて、何か使いづらかった。 1

6. 身体障害者手帳の形状に関する意識調査

(1) 大きさについて

設問21. 身体障害者手帳は法律により体裁や記載する項目などが決められています。このことについてお聞きします。

まず、身体障害者手帳の、大きさはどうですか。

- ① ちょうどいい
- ② 大きすぎる (理由 )

<回答状況>

表35. 大きさについて

	①	②	③	④	無回答
回答者数(人)	54	32	0	7	1
回答率(%)	58.1%	34.4%	0.0%	7.5%	1.1%

図17. 大きさについて



コメントは以下のとおりである。

・大きすぎる

定期入れ・免許書入れ・財布に入らないので不便 2 3

カードサイズ・財布に入るようなサイズに 7

持ち運びに不便 1

切れたりまがったりするから 1

厚すぎる 1

・その他

財布の中に入れることが出来る大きさにするといい。入れた方が紛失しにくいと思うし、グチャグチャにならないと思うから。 1

滅多に使用しないので気にしたことはない 1

水にぬれやすくスキーには不便 1

(2) 材質について

設問22. 身体障害者手帳は、厚紙でできています。これはどうですか。

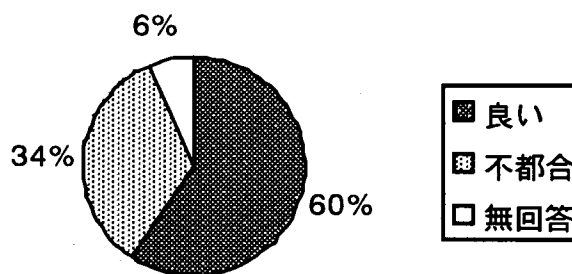
- ① 良い
- ② 不都合なことがある  
(理由)

<回答状況>

表 36. 材質について

	良い	不都合	無回答
回答者数 (人)	55	32	6
回答率 (%)	59.1%	34.4%	6.5%

図 18. 材質について



不都合なことの理由は以下のとおりである

- |                     |    |              |    |
|---------------------|----|--------------|----|
| 破れてぼろぼろになる          | 12 | 水に弱い         | 11 |
| かさばる                | 4  | もう少し柔らかい方がいい | 2  |
| 薄い紙で出来ている           | 2  | 厚すぎる         | 1  |
| ポケットに入れると目立つしおとしやすい | 1  | どうでもよい       | 1  |

耐久性に関する不都合の理由が多い。

(3) 見やすさ

設問23. 書かれている内容の見やすさなどは、どうですか。

① 良い

② 問題がある

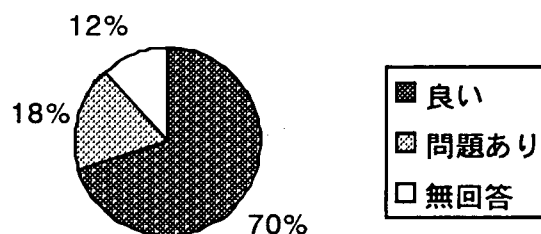
(理由 )

<回答状況>

表37. 内容の見やすさ

	良い	問題あり	無回答
回答者数(人)	65	17	11
回答率(%)	69.9%	18.3%	11.8%

図19. 内容の見やすさ



内容の見やすさに問題があると答えた理由は以下のとおりである。

障害名と写真、名前が第三者にわかるように記載されているのは問題がある 3

文字が小さく記述欄も狭い 3

字が小さすぎて見えない 2

詳しく内容を書いてほしい 2

コード化すればいい 2

身体障害者も文字が消えやすい 1

バスの割引という内容を見せにくかった 1

水にぬれるとにじむ 1

障害名が長い 1

どうでもよい 1

名前、写真、障害名、現住所がバラバラでコピー代がかかる 1

視覚障害の為見えないのでわからない 5